#### 會學濟經學大國帝都京

### 叢論濟經

號 六 第

卷四十第

**行**發日一月六年一十正大

				934										
記第十四8	『共産宣言』の英澤本について	古川古松軒の著述に就て・・・	雑錄	功利主義と生産政策・・・	ジョン・ロックの私有權論 ・・・	說苑	我邦の地租を論ず・ ・ ・	時論	小作制と小作法 ・・・・	經濟道と經濟術 ・・・・	社會哲學於主意的二元論的思想	基督教文明の發展概論 ・・・	不勞利得稅を論ず・・・・	<b>論</b>
母	٠	•		•	•		•		•	•	•	•	•	
	法學博士	經濟學士		經濟學士	經濟學士		<b>法學博士</b>		法學博士	法學士	法 學 士	法學博士	法學博士	
1	河	黑		堀	岩		꺠		泂	作	恒	財	办	
:	Ŀ	Œ			城		戸		田	田	縢	部	川鄉	
				經	忠		正		嗣	莊		静	太	
<u>J</u>	肇	巖		夫			雄		郎		恭	治	郞	

錰

か 論 ず

不

勞

利

得

稅

Ш 鄕

太

郎

小

盲

第

緖

不勞利得枕といふは、

税を組み立つれば、そこに自然に一の體系が出來る。處で其不勞利得稅の體系は全體の租稅體系 と如何なる關係を有するものであるかといふ問題が起る。 諸種の不勢利得に對する稅を總稱するものである。是等諸種の不勞利得

現今文明國に於ける租稅體系は所得課稅の體系と名けても可いものである、 共譯は所得が 所得 原則

税のみでは所得を十分に捉へることが出來ない、そこで側面より所得の存在を推定し得べき種々 として税源と看做されるからである。 不勞利得税な論す 處で其所得を表面より捉へるものは所得税であるが、

(第六號 九二三

第十四卷

鸙

れば財産が所得を生じつゝあることを推定することが出來る、 の租稅答體を捉へて之を稅することになる。 事實、營利の事實、使用消費の事實、 **賈賈取引の事質となすことが出來る、** 其所得の存在を推定し得べき和税各體は財産所有 財産を遊ばせて利用せざるは普通 財産所有の事實を捉

用消費することが出來ない 事質を捉ふれば、 は既に所得を有してゐることを推定することが出來る、 あることが推定することが出來る、 人の爲さない所であるからである。 個人が所得を有してゐることを推定することが出來る、 からである。賣買取引の事質を捉ふれば、 營利の事實を捉ふれば、 **營利は所得を得るの楷梯に外ならぬからである。** 之を買ふ者より見れば消費を爲すの前提と見るべきであ **賣買取引は之を業とする者より見** 個人が共營利に依つて所得を得つゝ 個 人が所得を得つゝあ 所得を有せざる者は 使用消 ¥ι いるか岩 費の 使

事實は、個 人の支出經濟をなすものであり、賣買取引の事實は個人の收支關係に亘るものである。

處で財産所得の事實と營利の事質とは、個人の收入經濟をなすものであり、使用消費の

S か

**所得を得るの手段に外ならないし、** 

らである。

なる 此くして租税體系は個人の收入經濟支出經濟取引關係に稅するものを以て組み立てられることに するものは消費税である、 其收入經濟に稅するものを收得稅といふ、 其取引關係に税するものは流通税であ 所謂直接稅は即ちそれである、 其支出經濟に稅

此の 如く所得より出發すると收得税消費税流通税より成る租税體系が組織せられねばならぬこ

通 とになるが、不勞利得は普通の所得と看做すことが出來ぬから、不勞利得稅は此收得稅消費稅流 一般の租品 枕體系の中に這人らぬものと見ねばならぬ樣である。然らば不勞利得稅は收得稅消費稅

流通税の租税體系に<u>没</u>交渉であるか。

n 理由に論及し、然る後不勞利得の體系に就て論じて見たいと思ふ。 余は此問題に答へるが爲めに、先づ不勞利得の意義を明にし次に不勞利得に重く稅せねばなら

# 一 不勞利得の意義及種別

不勢利得とは何等勢する所なくして獲べき利得である。 換言せば獲得者が自分で個人的に經

濟的給付をなさないで獲べき利得である。

其財産の價格増加となつて現はるゝものは、別に金錢上の收入を形らないが、其之を賣り渡すに で無い。 に於て收入を形くるものであるが、 茲に利得 (gewinn) と云ふは、個人に歸屬すべき收入若は財産増加である。 從て廣義の所得の一部を寫すものと見ることは出來るが、 其收入は所謂隨時收入となり、 狭義の所得の中には屬せない 規則正しく這入つて來るも 利得は多くの場合

τ わ 次に不勞利得は勞せないで獲るものである。 ない、 其 人が自分で其利得を獲べき原因を持つてゐないことを云ふ。 勢せないでといふは勤勞を提供せないことに限 今日の交換経濟の世の

鑑

不勞利得税を論で

第十四卷

(第六號

흥

九二五

當りては多額の代償を得ることゝなるから、

其個人に取つては其富を増すものと見ねばならぬ。

1) Wagner, Finanzwissenschaft II. 2 & 23.

rþ 分で所得を得べき原因を持つてゐるのである。 に從事するかに因るのである。其所得の由つて來る源は自分に存してゐる。換言すれば各人は自 - にありては、各人が狭義の所得を得るは、財産を有利に放資するか若は勤勞を提供するか若は營 Einkommen) と云ふ。儲けて得たる所得といふ義である。 學者此の如き所得を營利所得 (das wirtschaflliche 然るに不勞利得に至つては

Ę 不勞利得を生すべき外界の原因は種々あるが、 それはそうでない。 其原因は實に外界に存してゐるのである。

之を大別して國家的原因、社會的原因、經濟的

原

得を得る人が之を得べき原因を持つてゐない、然らば其利得の由て來る原因は無い

かと云

其利

因の三とすることが щ 「來る。

いふも廣く之を解し、國家幷に公共團體を指すのである、國家の行為は先づ立法に現はれ (1)國家的原因とは、不勞利得の原因が國家の制度又は行爲に存するものを云ふ。茲に國家と。。。。。 3

其立法が不勢利得の基礎となることがある。 親戚たる者に其死亡者の財産を相續する權利を認むるが 舣 例へば國家が相續法を定め死亡者の子たり死亡者の 如くである。 次に國家の行為は行政 其他

なることが の施設の上に現はれ あ ź 例へば一 るか 定の地に鐵道を敷設し、 其行政共他一般の施設が個人をして不勞利得を得せしむる原因。。。。。。。。。 停車場を設くるが如き、 或は 師 團 爂. ☆校、 官 ح

營工場を設くるが加き、

或は港灣を築いて船舶の出入を便にし、

進んでは一定の港を貿易港と指

Robert Meyer, Die Principien der gerechten Besteuerung, S. 341-

定す Ś ħ\$ 如 Ċ あ á

增殖 2 社會的原因 。。。。。 又は移住し來るが いては社 質的 如 à 事情の變動より來るものを云ふ、 地方に富の急に集中するが 娰 例へは一定地方に於て急に人口 3 風 俗が變じ流行が變す る **h**; 加

2 皆さうである。

(3)粒。 代濟的原因とは經濟的諸現象の變動より來るものを云ふ。貨幣價格の下落、。。。。

貴 景氣不景氣、 投機の流行等の如きは其一例である。

是等の原因があると、異常の利得を獲るものが多く山て來る。

increment, unverdienster Wertzuwachs) かほそっ きで其結果を齎らしたのでは無い、即ち儲けて得たもので無い、故に學者之を不勞增價 と云水水。 更に財産の價格増加に就て之を云へは、其財産所有者が (unearnea

erworbene Einkommen)

0

利得となるのである。

因果關係を爲してゐる、

決して偶然を見るべきで無い。

去り乍ら其之を獲る人より見れば、

是等の原因と其獲たる利得とは

般物價

の騰

故に學者或は之を偶然利得又は儲けない所得

機利得、 不勢利得は種々の形に於てあらはれるが、其重なるものは、 景氣利得、 戦時利得等である。 相續贈與、 財産の自然増價、 投

所有權相續權の制度を認むる自然の結果として生ずるものである、 九二七 相續者受贈

> Rohert Meyer, a. a. O. S. 353 3)

nicht

(das wirtschaftlich

自分

0)

働

第十四卷 (第六號 (1)

相。

續。

帰興は

盐

撥

不勞利得稅な論で

Œ

<sup>4)</sup> J. S. Mill. Principles of Political Economy BKV, chap II. § 5.

第十四卷

者より見 \*L ば 何等努力する所なく、只偶々其子であり、其親戚であり、 知人であると云ふ事實に 侬

- つて偶然に財産を獲得す るのであ
- 都 代を生じ、 ち例へば、 の自然増價で最も顯著なるものは、 ものである。 (2) Ti 土 が繁榮し膨脹すると、 地 財産の自然増償は其財産所有者の努力に依らないで、 の價 從て其價値を増すものであるが、 停車場が設けられたり、 多くは は又非常に高まつて來るのである。 前 述の 市 國家的原因、社會的原因、經濟的原因より自然に來る結果 街地幷に場末の土地の價が高まるし、 土地の自然増價である、 港灣が築かれたりすると、 更に前に述べた原因に依つて一層の價値 こは土地の例に過ぎぬ 土地は八口の増 自然に財産の社會的 其近接地の價値は急に増加する 好景氣の餘波 かく 他の財産に就 加に伴ふて自然に地 で土地 價值 であ の増加 を増す。 裓 7 かゞ する ŧ 财 起 ép 產
- ( 3 財産 一の増 償 は 價 値 あ ) 社會的 増價であるが、 叉價 値 Ú) 社會的 増價に關連して、投機 (Specula-

同様に云 ふことが

Ш

水

る

買 ひ、 磯に依つて利得を得るのは自己の判斷が良い為めであることもあらうが、主として偶然に生する tion)なるものが 社會的 Ш Ш | 承事に依り將來饋値 て 來る、 投機は 祉 |の減せんことを見込みて財を資ることをいふのである。 會的 Ш **水事に依り** ・將來の 價值 0) 增加 せんことを見込みて財を 共投

船

會的

出來事の結果である場合が多い。

資本主 、義の現代に於て所謂市場生産を行ふに際しては、 商工業は概 **†1** 投機の性質を帯 び

O) であ 3 が それ 11 は智識を盡し將來を抑見せんとするのであるから、 其人の )努力 も 其 庘 一來るも 1. 加 つ

偶然た冬事寅の發生に依りて財産權の得喪を決するものである。不勞利得の純 τ て財産を所得する様な場合も極めて多いのである、 わると云ふことが 出 一來る。 去り乍ら之を反對に、 其最も著しきものは、富籤である。富籤 何等勢する所なく、 全く社會的 Ø) 純なるものさい 鵾 來事 に依 は 全く

ζ きである。 そこで人或は之を賭事とし、 他の投機と區別するものがある。

することもあらうし、 價 私有檔制度を基礎とする國民經濟に於て經濟主體の意思や行為に因らないで、  $(4\cdot)$ |格を定むる技術的經濟的 愚氣利得 ( Konjunkturengewinn ) とは、景氣に依つて得る利得である、 文財産を損することもあらうが、 心社會的 法制的 條件の全體を云よる 茲に景氣利得 勿論個: 人は景氣に依つて どい ふは景氣に依て財産 財の生産需要從 景氣とは 財産 分業幷に を増 Ŀ 加

増加する場合を指すのであ 景氣利得は景氣の好 Ö 爲 めに之を得るのであつて、自己の努力の結果でない、其互利を博するは

ない 自分の占めたる地 不勢利得たる所以である。 0) |利や| 聘 0) 利の 賜である、 從て景氣利得は環境の生み出したものと見ても差支

不勞利得稅を論す 般景氣好き時期に於て之を得るのである、 景氣好き時期に於ては、 (第六號 也 物質は次第に

景氣利得は

叢

Wagner, Grundlegung der Folitischen Ökonomie 1. Teil. ? 166 6)

論

第十四卷

常の需要を起 ಕ್ಕ 騰貴するのが 般の景氣未だ好況となつてゐなくとも、 . 普通である。 し其價の騰貴を見るが如き場合に於ては、 そこで財の生産者も财の販賣者も、 或る事業が特殊優勝の地位に立ち、 其事業に關係する者は景氣利得を得るの 皆異常の利益を收むることが 其生産物が異 Щ 來

因 b 私人の利得を受くる者が少くない、故に戦争に關聯して得べき私人の利得をも戦時利得とい 筆と因果關係を有するものを云ふ、所で戰爭が直接の原因でなくとも、而も尙は戰爭の影響に因り 叉は戰爭に關聯し私人の得べき利得である。職爭に因つて得べき利得とは私人の利得 戦時利得 (Kriegsgewinn, war profits, bénéfices exceiptionnels pendant la guerre) シは戦争に ふの が戦

5

3 である。 る るけれざも、 戰 從て戰時利得の核心は戦時に於ける景氣利得に外ならぬと云つて差支ないの ・時利得は共中に其個人の先見の明や臨機應變の處置や資本幷に勤勢に對する報酬等を含めて 其主なるものは、 國家的原因社會的原因經濟的原因の結んだ果實と見るべきであ

非常に儲ける。 **承専ら敵國の牛産して居つた様な物品は其饋を騰貴する、延ては之に關聯する生産者や販賣者が** 體戰爭なるものは、 叉商船の撃沈、 國家的社會的事變である、其事變に因つて軍需品弁に其原料品や又は從 御用船の徴發に因つて船舶の供給が減少するといふ社會的條件國

拙書、社會問題と財政第三編 309 頁以下 7)

脹し終には戦争に直接關係の無い物品の價格迄をも騰貴せしめ、 家的條件の爲めに運賃や傭船料は騰貴する、 を呈するに至らう。 程度をも高むるに至ると同時に他面に於て戰費の支出が癒々多くなつて行くと、 0 く程、愈々益々多くの利益を收むることが出來る樣になり、茲に一般的好景氣の世を現出し、 非常 の儲は一種の景氣利得である。 斯うなれば、 あらゆる事業家は財を生産すればする程、 一面に於て此景氣利得が段々其範圍を擴むるのみならず其 從つて運送業者殊に海運業者は非常に儲ける、 所謂一般の物價騰貴といふ 叉財を買て置けば置 通貨は自然に膨 現象

## 不勞利得重課の理由

業者といはず、農業者といはず、一般に景氣利得を得るに至るのである。

余はこれより此両方面 よりも重く之を悅せねばならぬ。其理由は應分擔稅の原則と社會政策とに求めることが出來る。 不勞利得は普通の所得と異つてゐるけれごも之を稅せないで置くことが出來ね、 「の理由を明にして見たいと思ふ。 否普 通 の所得

## 應分擔稅の原則に基く理由

力は之を租税に關聯して考ふるときは擔稅力となるのである。 不勞利得は其之を獲る經濟主體より見れば、 それ丈け給付能力を形くることゝなる、 此給付能

不勞利得稅を論ず

(第六號 九

九三

得より も大である。 不勞利得 も重く税せねばならぬことになる。今共理由を明にするに際し、 は 此の 學者或は之を特別能力(Special ability)といふ、そこで不勞利得に對 加 < 擔稅力を有するものであるが、 其擔稅力は普通の所得の有する擔稅力 余は之を租稅と消費との しては普通 所

關係 租 枕と 生産 ځ Ō 關係、 租 枕心理の三方面より觀やりと思 <u>ئ</u>ر

を充

たす手段となるものである、

之に租枕を課す

れば、

2

丈い

**慾室を充たさな** 

Ç.

で

我

僆

t

þ は 1

租° 校° こ消費との |關係に就て考ふるに、

不勞利得は普通の所得

と同じ樣に等しく

個

あ

徠

望

見 ならぬことゝなる、 te は 不勢利 斜 は毫も普通 それ は 所謂 の 柤 所異得と異る所ない様である**、** 肊 0) 綸 めに 咸 ٠ إ 3 犥 性で رة á 現に學者の 北 租 怭 0) 爲 中 ü めに感す は 爾 カギ る機 主 張す 性 る者 より

かき あ گ (ه) 處が 氽 見 る 所は さらでない。

Į. 0) るものでない。 は、 /生活を脅かすことにならぬ。之に反して普通の所得は經濟主體が生活を維持して行かうとする 體不勞利得は隨時收入を形くるものであつて、牟々歳々に規律正しく個人の懷に這入つて來 之を飲くことが出來 故に各人は平素之を當にしてゐない、 87 調はゞ當てにしてゐる收入である、 從て不勢利得の全部を失ふても其經濟主體 故に全部を手離しすることは

絶對に

出

來ない。

そこで不勞利

得は普通の所得より

も擔稅力が大であるといふことが出來

更に進んで考ふるに、

普通の所得は年々歳々規則正しく之を得るものであつて**、** 

不勞利得が有

8)

J. Stamp, the fundamental Principles of Taxation, chap. III, p. 59-67

<sup>9)</sup> Robert Meyer, a. a. O. S. 340

らうが である。 尙比較的弱き慾望をも充たすことにならう。 無からうが問ふ所でない、 そこで各人は普通所得に依つて最も强き慾堅を充たし、更に不勞利得を得た 不勞利得は之に反し多く普通所得がある上に加はつて來るもの 所で今普通所得と不勞利得とに同樣 3 0 租 放を以 稅 を課

するとすれば、 ζ は强き慾望を制限することゝなり. 不勞利得は比較的弱き慾望を制限するに止まり、 其犠牲は大さなる。 そこで普通所 其犠牲が 得と不勞利得と 小であるが、 Ō 間 普通 12 犠 肵 弉 得

を均 等に t んさせ Ĭζ 不勞利得に重く、 普通所得に輕く税せねばならぬ。

2) 粗° 脱さ生産との 、關係に就て考ふるに、 普通の所得は一方に於て慾望を充たす手段となる

みならず、 他方に於て經濟主體が生産したる結果と見るべきである、 是が故に租税を支拂 څ 爲 Ō め

接に國家の爲めに役立つてゐるといふべきである。 如き影響は不勞利得に於て起らぬ、 **其經濟主體の生産的行為の報償が少くなることゝなり、** こは租税が生産に及ぼす影響に外ならぬ

其生產力

<u>あ</u>

部

は間

に所得が減するさせば、

處で此の

の所得に税す れば生産 方の 部を減ずることになるが、 不勞利 得 に税す b も生産

**گ** 

此の

加

不勞利得税を論で

いか

らそ

れが租稅の爲めに減じたればとて生産力の一

力の減殺とならぬ。 八十音通 Š れば不勞利得の擠稅力は普通 u) 所得の擔稅力より も大であると謂ふことが

九三三

第十四卷

(第六號

盖し不勞利得は經濟主體の生産的行為の報償ではな 部を殺くものと見ることが出來ぬ からであ

Wagner, Finanzwissenschaft II. S. 445 u. S. 575 10) 11) Robert Meyer, a. a. O. S. 340

第十四卷

出來 る 是れ不勢利得に重く稅せねばならぬ所以である。

相税心理のよより見るに、不勞利得は努力せないで之を獲るものであるから、之を失ふも。。。。。

即ち勤勞所得は之を愛情すること頗る大であるが、財産所得は之を愛惜すること比較的小である。 愛惜の念が强くない、勿論普通の所得に於ても愛惜する度合は所得の種類に依つて同じくない、 ( 3

**క్త る**′ **所で茲に謂ふ不勢所得に至つては、之を愛惜すること財産所得を愛惜するよりも更に遜に小であ** 5 從て不勞利得は普通所得よりも大なる擔稅力を持つてゐると見ることが出來る。 是が故に不勞利得に重く稅しても苛斂誅求の感が起らないで、 蓋し之を得るに努力せなければせない程之に對する執着心は薄らぎ行くものであるからであ 容易に之に堪えることが 跙 來

もそれが自己階級に對して重きに失してゐることを自覺するに至れば、無差別の租稅は却て不公 を無視して課税するとせば、最も手雕すことを惜しむ者にありて、租税の負擔の重きを感じ、 **粗税心理といへは、實際の擔稅力に沒交渉に見えないでもないが、質はさうでない。** 

租稅心理

ini

分に考慮せねばならぬ、決して之を輕視することが出來ぬ。

平なる稅となり、民衆不平の目標となつて來るであらう。故に此租稅必理は租稅正義の上より十

### 社會政策上の理由

社會政策の上より見るも、不勢利得には重く稅せねばならぬ。 それを明にするには不勞利得の

**か**る、 的を以て社會政策的租稅を課するの必要が起る。 くするといふ結果を生する以上は、愈々之を重く税せねばならぬ、是れ社會政策の上より見て不 會の健全なる發達を期する所以でない、そこで其富の分配の不平等を幾分なりとも矯正す を來たすことゝなる。 (1)然るに不勞利得は富の分配を更に不平等とするのである、 不勞利得 の結果に就て之を見るに、 現代の資本主義の世の中に於ては、 不勞利得を獲る人の富を激増せしめて富の分配 而して不勞利得が富の分配の不平等を愈 さなきだに富の分配 體富の 分削 の不平等は が不平等となつて ク激 るの目 國 の不平 家祉

て阿爾 15 の自己に存してゐない、 **勢利得を重く税せねばならぬ所以の一である。** 自ら努力して獲得したる物に對して自由に之を使用し處分することを許すは正義の要求であ 2) も國民經濟を發達せしむる所以である、 不勞利得は此の如く富の分配の不平等を來たすものであるが、 拠言せば不勞利得に依つて大に富むは、自己の努力の結果でない。 是れ所 有權が認めらるゝに至つた 其原因を考ふるに、 倫理 的 經 濟的 利 得者 思ふ 理 由

しむることゝなる、 を認めた 所で所有權が一 镫 る趣旨にも適はない。 そこに 度法制上に認 不勞利得なるものが - 此の如く富者が何等勢する所なくして益々富を積むは、 心められ る と 出來る。 自ら努力せないで獲たる物をも 故に不勞利得は 正義にも 適は 私 な 人に 歸 社會 屬 所 世

銷十四卷

(第六號

Ξ

有權

である。

13) J. Stamp, op, cit. p. 179-180 & p. 197

論

の二で

**Б** ои) 政策の上より見て看過することが出來ない。 是れ不勞利得を重 一く税せ h ばならぬ所以

3) 不勢利得の原因は其之を獲る人の自己に存せない、然らば何處に存するかといふに、

手に收むるこも敢て不當といふここが出來ぬ、否爾かするのが、原因と結果とを相應せしめて、 さうである。 の場合に於ては國家の施設や其他國家の行為に存してゐる、殊に土地の自然增價、戰時利得に於て 此の如き場合に於て國家は不勞利得の原因を拵へたのであるから、其結果を自己の

一初めて正義に適ふのである。而して國家が不勞利得を自己の手に收めんとせば、 收するの外ない、 何となれば不勞利得は私所有權の認められた現代に於て私人に歸屬して直接に 租税に依つて徴

國家の手に入つて來ないからである。

る、 じれ 此 は國家以外に之れ無いからである。 そは此の如き場合に於ても其一般社會的出 理論は不勞利得が一 般社會的出來事幷に經濟的出來事に因つて生じたる場合にも | 來事幷に經濟的出來事に就て正當なる代表者を求 當 篏

á 此 の 如 それはさうでない。 く論じ來れば、 不勞利得に税するは、 춢 し此場合に於て國家は私人に保護を與へたるの報償として租稅 此場合に於て不勞利得に稅するは、矢張り社會政策の要求 國家の給付に對して反對給付を求むる樣にも聞こ

徴

んせんとするのではないからである。

19)

、社會問題ご財政、 14) 第三編 398 頁以下 J. S. Mill, op. cit

τ

į.

**勞利得を重く税せねばならぬ所以の三である。** の原因を作つた以上、 る さきは、 に外ならぬ、 のである。 富の ·分配の不平等を激しくすることになる、 國家が不勞利得の原因を作つて置き乍ら、之を個人の偶然に利得する儘に放任する 故に國家の行為をして社會政策的に徹底せしめやうとすれば、 他方に於て不勞利得の結果に稅せねばならぬ。是れ社會政策上より見て不 從て國家の行為は反社會政策的となつて來 一方に於て不勞利得

之を要するに社會政策上より觀るときは、不勞利得は之を重く稅せねばならぬ。

## 第四 不勞利得税の體系

ゥ 出 **勞利得稅の系統は如何に之を組** ばならぬことを知つた。所で所得課税の趣旨より出でたる收得稅消費稅流通稅の租稅體系 は不勞利得の稅が含まれてゐない、 前段述べたる所に依り、 でた **6租税體系ニ不勢所得課稅** 不勢利得は之を税せねばならぬ、而も普通所得よりも重く之を稅せね **小立つべきか。** 然るに不勢利得に税せねばならぬとせば、所得課稅の趣旨 の趣旨より出でたる一系統を結び付けねばなられ。 然 高ば不 4の中に

ታ› である。 不勢利得といへば、財 故に不勞利得稅はその財産の増價といふ事實や、 座の増價となつてからはれるのがあり、 随時收入となつて入り來るものを捉へ 隨即收入となつて入り來るの

第十四卷 (第六號 一五)

敱

不弊利得税を論ず

澄

戰

第十四卷

て之を税せねばならぬ。從て不勞利得稅は消費稅の範圍內に存せないこいふことが出來る。

時利得に歸するのである、 ものがあるから之を二に分け、其一を相續稅、 税、戦時利得税より成り立つことになるのである、而して是等の租税の中には多少性質を異にする 處で其不勞利得の具體的例を求むれば、 從て不勞利得稅は相續稅贈與稅、 相續層與、 贈與稅、 財産の自然増價、 財産増價稅、 財產增價稅、 投機利得税とし、其二を景 投機利得、 投機利得稅、 景氣利得、 景氣利得

氣利得稅、 戦時利得税とする。

産の自然に増價した部分のみを捕ふることゝせねばならぬ。而して財産の増價したる部分を他よ する時に之に稅し、贈與稅に於て財産が被贈與者に移轉するときに之を稅するは、租稅技術上より のとするのであ してさうせねばならないのである、財産増價税に至つては左標に簡單でないが、何れにしても財 ፠ るは、 1 相續稅、 財産權の移轉するときに於てするからである。 3 贈與稅、 そは固より一應の理由 財産増價稅、 投機利得税に就ては、 がある、 **濫し是等の不勞利得稅に於て其不勞利得を捕** 相續税に於て相續財産が被相續人に 學者多く之を流通稅系統に屬するも 移轉

單に其財産の増價を知ることが出來る、 きである。 處が一定の財産に就ては、賣つたる時の値段から買つたる時の値段を差引けば、簡 土地増價税の如きは、此方法に依る立法例が多い。。。。。 さう

り引き離さうとすれば、一定の期間を劃し、其始と終とに於て財産價格を評定し其而者の差を見る

す n Иľ 是 n 亦 賣買取引に際 Ĺ 所 有 權 0) 移轉 7 ろ 時を捕 て税す ることうなる。 投° 機° 利° 得° 稅° J

籤 どに 當 籬 13 稅 ح 取 是 号( 所 n 璺 取 引 者 かゞ 稅 此等 とに 分け 0) 諸 稅 z を 見て ٤ かゞ 流 出 來 通 秜 8 ح が **ጎ**ړ 重 皆共 所 Ų ľ 肵 で あ 有 حُ الله الله 權 O移轉 1 る 時 ų 捕 7 稅 1 富

đ) b 氽 7 O) は 見 B 所 財 を以 産 權 7 0) 移 đ, n iľ は 其 當 取 事 引 者 햙 ゕ゙゚゙゙゙゙゙゙゙゚ 取 之に依つて所得 引 稅 0 外 ΙÌ 之を を得る 流 通 秜 حج か 見 然らざ る ~: É れば之に依つ T 13 ŀ٦ 普 通 τ 0 所 流 得 通 一般に

費す 通` 然 故 辦 Ü ろ 對 流 る 1 不 *o*) • 通 か・ 勞丶 擔 稅 30 垫 反證 稅` 稅 利 ` は 得、 各 11 力 普 Ĺ は、 À 既 ħ\$ 通' h そこ 交換經 رن Ġ 流` に所 通 獲得 湾に 稅 得の存 ح 0 念 7 同, 傣` 3 tz 加 在す ` 3 **の**` 觀、 ح Ś Ť Š かり 之を重 確 そを 一給付の ح 實 カジ ٠. 推 あい 出, 原 定 水` 枕` ろ 則に 4 ۸Ŋ, せ、 し ħ, h 依 砂 寧 ばい ه ښ 3 なら 無, ろ て行 に足るさして之に 種 D' 動 o)` 而 Ø) する場合を見た で、 財 Ł あ` 其擔, 產 ž, 稅 ح 稅 從` 觀 力 配す かゞ 幻 非、 ば á b な 0) 0) ō٠ 5 で C 不 大 で、 あ め を 3

より して 之を文明 稅 O論 生 ij 見 τ 'n n あ n 散 . گ ح ば 國 出 流 10 7 τ 通 九 於 税で ð 後 け b る 12 圆 る 租 から、 あ 流 b 依 通 稅 ځ 税に 史に徴 12 云 ば 實質に於ては 進化 倘 ф, す 相 3 續 2 b カラ 稅 ŤZ b 鰼 相。 續° 流 **%** 興 0 通稅 ζ 稅 C 稅。 等 は あ 是等 を登 層。 としてゐな 5 與。 72 稅。 錄 0) かぎ 稅 稅 中 最 士。 累進 逦° Ü 近 U 增。 收 Œ b 稅 價。 め 至 0) 稅° ح 丝 τ 謂 τ Ŀ D' 適 富° は ろ Ł 籤。 用 Ł 種 t2 ば 利° の O) なら 財 得° 他 ŧ 產 稅° の 流 稅 J) は 素と 通 發 稅 形 達 手 より 敷料 式 Ĺ 0) 6

上

來

tz

Bastable, Public Finance p. 549-563. Leroy-Beaulieu, Traité de la science des finances 8 ed 11 chap XI-XII. Gaston Jèze, Cours élémentaire de la science des finances p. 825. Cohn, System d. F=W § 341. Stein, Lehrb. 15) F.=W. 2 Aufl. S. 475. u. 5 Aufl. Bd II. 2. S. 218 t. Lotz, F.=W. & 56-57. Graziani, Istituzioni di scienza delle finanze p. 539-556. Nitti, Scienza delle finanze p. 667

Wagner, F=W. II. 2 235 Heckel, Lehrb. d. F.=W. I. S. 406 u. S. 449. Vogel, Stellung u. Antgabe d. Verkehrsteuern (Zeitschrift f. d. gesamte 16) Staatswissenschaft gahrg. 68 S. 494 ff.

於て異つてゐるといふことが出來ぬ。所で土地增價稅は土地の賣買の際に之を捕へて稅すること の増價に税するものであるが、財産増價税は一般財産の増價に税するものである、 が出來る。之に反して財産增價稅は其財産賣買の時を捕へて稅することが出來ぬ、何となれば各 と否とに依つて區別すれば、土地増價稅は流通稅であつて、財産増價稅は流通稅でないと謂はね 人が總べての財産を處分するといふことは稀なる例に屬するからである。若し賣買の時を捕へる 土地増價税は土地といふ特殊財産 其税の性質に

くるものと見ることが出來るが、 以上 一論するが如く相續稅、 贈與稅、 然らば所得課税の趣旨より出でたる財産税と如何なる關係を有 財產增價稅、 土地增價稅、 富籤當籤税は一種の財産税を形

する乎。

ばなるまい。

偶々其見解の誤れるを知るべきである。

中より之を納めしむるのである、 **産税を納めねばならぬ。然るに相續税、贈與稅、富籤當籤稅は財産を得たるこきに於て其財産の** を生じつゝあることを推定して税するものである、故に財産を有する限り其所有者は年々歳々財 所得課税の趣旨より出で來るべき財産稅は所謂名義的財産稅であつて、年々歲々それより所得 財産増價税幷に土地増價税も一定の時若くは所有權 移轉 のとき

に價格を増したる財産の中より之を納めしむるものである。

是が故に名義的財産税にありては稅

財産價格 産税にありては、財産の靜態に税するのであるが、茲に擧げたる不勞利得稅は財産權の移轉若くは でたる辭的財産税と相對立するものである。 で余は茲に擧げたる不勞利得稅を動的財産稅と名けたい、 は所得で石るのに反し、茲に擧げたる不勞利得稅にありては、 0) 移動に税するのである、或は之を財産の動態に税するものといふことが出 此くして動的財産税は所得課税の精神より出 此動的財産税は所得課税の精神より出 税源は財産である。又名義的財 來 で

租税體系を補ふものとなるのである。

引き離し、 置 **,** 分と努力して得たる部分とを分て税すれば可いのであるが、實はその分解作用を行ふことが出 是が故に取引所取引は總て不勞利得を獲るものとして之を稅してはならぬ、然らば不勞利得の を試むる人の判斷も、 るが、其投機利得は社會的出來事に依つて大に差異を生じて來ること論する迄も無い、併し其投機 の取引殊に定期取引は投機を目的としてゐると謂へる、其取引に依つて儲けるのは投機利得とな か 動的 そこで取引所取引稅は投機利得稅ではあるが、 ねばならぬ。 ||財産稅に對して流通稅と看做さるべきものが一つある、そは取引所取引稅である、 之を重く税せねばならぬ、此くして流通税の體系に於ても、 併し乍ら取引所取引税が不勞利得税の一面を具へてゐる以上は他の取引稅とは 投機利得の有無大小を定むる上に與つて大に力があると謂はねばならね、 之を富籤當籤税等を分で流通税として殘して 所得課税の精神より出で 取引所

**倫 毅 不勞利得稅** 

(第六號 一九) 九四一

第十四卷

たる税に對立して不勞利得課税の精神より出でたる税が出來て、彼是相補ふことしなるのである。

所得を差引いて之を知るべきである。そこで景氣利得稅も戰時利得稅も一般所得稅を課するに際 に得べき正常所得を差引いて之を知るべきであり、 は分解作用を施して之を定むべきである。 2) 其正常所得を超過する額に税するを普通とする。正常所得は景氣の動揺せざる平年の所得を 景氣利得稅戰時利得稅は、景氣利得、戰時利得に稅するものであるが、其景氣利得、戰時利得。。。。。。。。。。。 即ち景氣利得は好景氣の際に於ける所得より普通 **戦時利得は戦時の異常所得より平時に得べき** 

戰時利得稅は一般所得稅に相對立する稅となるのである、是れ亦不勞利得稅が所得課稅の精神よい,,, り出でたる租税體系を補ふものとなるのである。 合の利益を以て正常所得とし、 を採 る必要が起つて來る。 是等は所得超過所得稅を形くるものである。何れにせよ景氣利得稅 それを超過する所得を以て景氣所得若は戰時利得と假定するの方

標準とするのが常であるが、

其標準の年を定むることが容易でない。

そこで資本に對する一定步

續稅は獨立の稅として存し、相當に重い累進稅を課してゐるから流通稅とせないで、一種の財産稅。。 としてゐることは疑の餘地が無い。 |國に於ては不勞利得稅としては相續稅と取引所取引稅と超過所得稅があるのみである。相 取引所取引税は流通税としてあるが、他の取引に對する稅よ。。。。。

も異つて税してゐる、戰時利得稅は戰時中に暫らく存してゐたが戰爭の終熄と共に廢せられた、

ħ

論 叢 不勞利得稅を論ず

併し其精神は法人所得税中の超過所得税に移されて倘今存してゐる、 超過所得稅は正常所得に超。。。。。

過するものに税するの趣旨であるから不勞利得税の本質を帶ぶるものと謂はねばならぬ。 我國にては財産増價稅は無い、土地増價稅も亦無い、但し土地增價稅は關東洲に其例を存して

偶々我國の租稅立法が此方面に於て非常に遲れてゐることを知るべきである。

### 結

論

かる、

得稅は現代文明國の租稅體系を補ふて完成するの作用を爲すものと謂はねばならぬ。之を我國の 靜的財産稅を補ふものであり、投機的取引稅は普通の流通稅を補ふものである。此くして不勞利 系を完成することに努めねばならぬ。 現狀に見るに、 種の税は相結んで不勞利得稅の一體系を爲し、所得課稅の趣旨より出たる租稅體系に相對立し而 も之を補ふものさなるのである、卽ち超過所得稅は一般所得稅を補ふものであり、動的財産稅は しては自ら動的財産税、 不勞利得は普通所得より大なる擔稅力を有するから之を重く稅せねばならぬ、不勞利得其稅と 不勞利得稅は尙完備してゐない、稅制の整理をなさんとせば、此不勞利得稅の體 超過所得稅、投機的取引稅の三種が成り立つのである、 而して是等の三